

I 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しについて)

問1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直しの概要について教えてください。

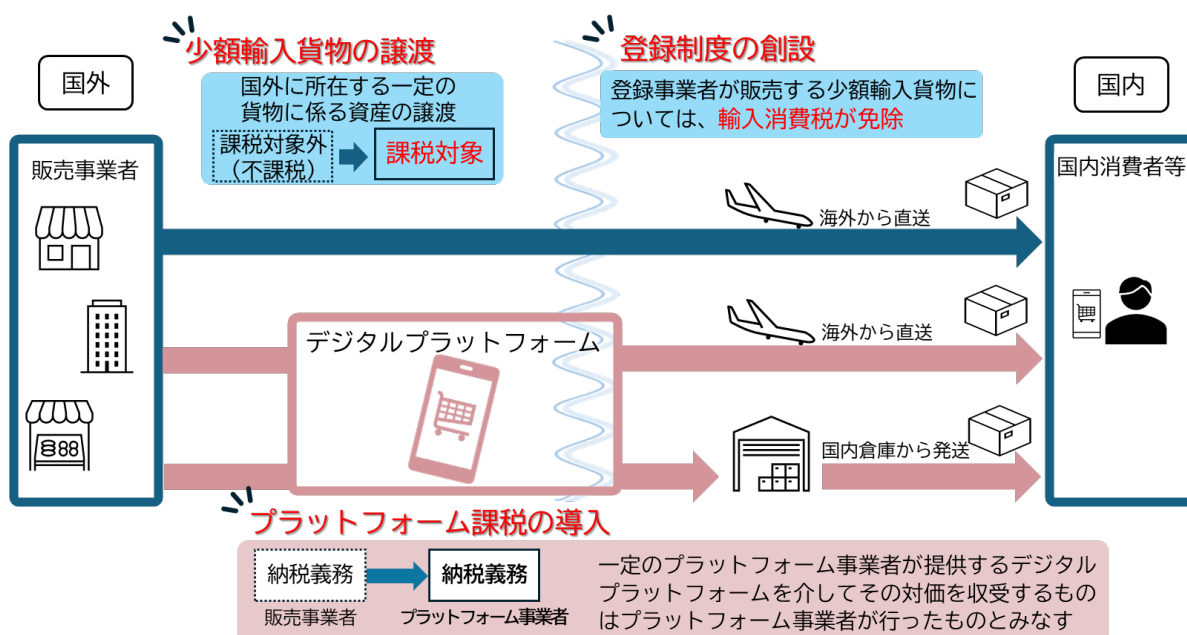
【答】

消費税の課税対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものは除きます。）及び特定仕入れ、保税地域から引き取られる外国貨物とされています（消法4①②）。

事業者が行った資産の譲渡が「国内」において行われたかどうかについては、原則として、譲渡が行われるときにその資産が所在していた場所によって判定するところ、令和8年度税制改正前においては、インターネット等を通じて国外から国内に宛てて販売された商品については、その資産の所在場所が国外であるため消費税の課税対象とはされていませんでした※。

※ 資産の販売時には課税対象とならず、保税地域から引き取られる際に課税対象となりますが、少額輸入貨物（課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物で一定のもの）については、消費税は免除することとされています（輸徴法13①一）。

令和8年度税制改正により、令和10年4月1日以後に事業者が通信販売の方法（問2参照）により、国内以外の地域に所在する資産（一の資産について対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額であって、当該資産の譲渡につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含みません。）が1万円以下であり（問3から問9まで参照）、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものに限り）の譲渡が「特定少額資産の譲渡」として位置付けられ、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象とされました（消法2①八の六、4③）。



(参考)

1 特定少額資産販売事業者について

令和 10 年 4 月 1 日以後に保税地域から引き取られる課税貨物のうち、事前に税務署長の登録を受けた特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、その引取り時の消費税が免除されることになります。特定少額資産販売事業者の詳細については、「Ⅱ 特定少額資産販売事業者の登録制度」をご参照ください。

2 プラットフォーム課税の導入

特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかにかかわらず、消費税の申告・納税を行う必要があります（免税事業者を除きます。）が、第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う特定少額資産の譲渡でその対価を当該プラットフォーム事業者を介して収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととなります（プラットフォーム課税）。

プラットフォーム課税は、令和 10 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。詳細については「Ⅲ 資産の譲渡に係るプラットフォーム課税の概要」をご参照ください。

3 特定少額資産の譲渡に係る資産の引取り時の課税関係

保税地域から引き取る際の課税価格の合計額が 1 万円以下である場合には、免税対象外物品（革製品、編物類等）である場合を除き、その引取り時の消費税は免除され、1 万円を超える場合には、引取り時の消費税が課されるといった取扱いに変更はありません（輸徴法 13①一、関税定率法 14 十八、関税定率法施行令 16 の 3）。ただし、上記 1 のとおり、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、免税対象外物品である場合や、引取り時の課税価格の合計額が 1 万円を超えた場合（問 17 参照）も含めて、その引取り時の消費税が免除されます（消法 8 の 2）。

※ 引取り時に免税となる消費税に関しては、税関のホームページに掲載されているカスタムスアンサー（1006 課税価格の合計額が 1 万円以下の物品の免税適用について）もご参照ください。

(通信販売の方法)

問 2 「通信販売の方法」について教えてください。

【答】

特定少額資産の譲渡とは、通信販売の方法により行われる一定の資産の譲渡をいう（消法 2 ①八の六）こととされていますが、ここでの「通信販売の方法」とは、関税法施行令第 59

条第1項第6号《輸入申告の手続》に規定する通信販売の方法をいいます（消令2の3）。そのため、商品を販売する者（以下「販売者」といいます。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下「販売条件」といいます。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であって、以下のいずれかの方法により行われるものが該当します（消基通5-10-1）。

- ① 商品を購入する者（以下「購入者」といいます。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

（例） 出品・出店型のプラットフォームや自社通販サイトによる商品の販売

- ② 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

（例） 売手による即決価格が提示され、買手が当該要件により購入を決定するといったオークションサイトによる商品の販売

（一の資産の判定単位）

問3 当社は、通信販売の方法により、国外から国内向けに食器などの日用雑貨を販売しています。販売に当たっては、顧客が必要な個数だけ購入可能な単品での販売のほか、あらかじめ複数の商品を一まとめにしたセット商品も販売しています。このようなセット商品について、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するのは、資産の譲渡等のうち、通信販売の方法による国内以外の地域に所在する資産の譲渡で、一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であり、かつ、国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものです（消法2①八の六）。

この一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかは、資産が販売されている最小の単位で判定することとなるため、原則として、同一の資産を複数個、同時に販売した場合であっても資産1個ごとの対価の額により判定することとなりますが、例えば、複数の一の資産により構成されたものを一の資産として販売している場合には一組又は一そろいごとに、一の資産の対価を量り売りの方法により定めている場合にはその計量後の対価の額により、それぞれ判定することになります（消基通5-10-2）。

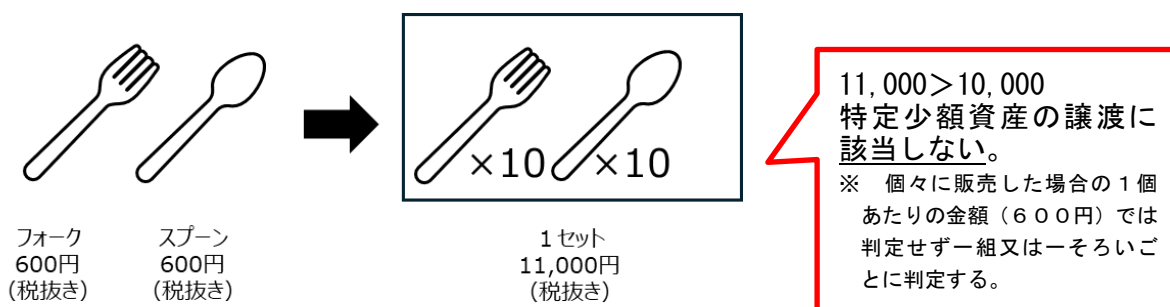
ご質問のセット商品について、一の資産として価格を設定した上で販売している場合には、その一の資産としてセットされた商品の対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかを判

定することとなります。

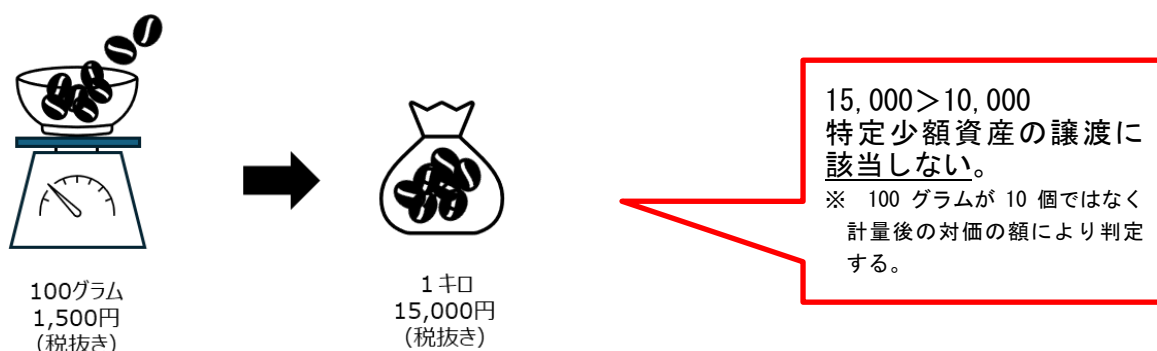
なお、商品販売の最小単位については、受発注や在庫管理を行う際の最小識別単位として設定されている SKU (Stock Keeping Unit) が、上述の適用関係を踏まえた設定となっている場合には、その SKU ごとに判定することが考えられます。

《一の資産について対価の額（税抜き）が1万円以下であるかどうかの判定等》

例1：複数の資産により構成されたものを1セットとして販売している場合



例2：●グラムあたり▲円として販売している場合（量り売りの方法により販売している場合）



（一の資産の対価の額の範囲）

問4 当社は、通信販売の方法により国外から国内向けに商品を販売するに当たって、商品代金とは区分して送付先までの料金（送料）を顧客に対して請求しています。この場合において、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡の判定の基礎となる対価の額には、運送に要する費用（送料）など、資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等の対価の額は含まれません。

ご質問のように、商品（資産）の譲渡の対価の額と送料（資産の譲渡に付随して行われる資産の譲渡等の対価）の額を明確に区分している場合には、送料の額を含めずに、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

他方で、「送料込み商品」として販売するなど商品（資産）の譲渡の対価の額と送料の額を

明確に区分していない場合には、その送料相当額を含めた商品の対価の額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなり（消基通5-10-3）、判定の結果、特定少額資産の譲渡に該当する場合には、当該対価の額が課税対象となります。

（注） 商品（資産）の譲渡の対価と区分された送料は、国内以外の地域から国内にわたって行われる貨物の輸送の対価として、消費税の免税取引となります（消法7①三）。

（値引きする場合の一の資産の対価の額）

問5 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは、期間を定めて、商品価額を一律5%引とするキャンペーンを実施しており、各商品の価格設定は変更せず、購入総額から5%分を値引きし、購入者に請求することとしています。

また、商品を当社の通販サイトで購入した場合、その購入金額に応じて、当該通販サイトでのみ利用できるポイントを付与しており、購入時に使用した場合、1ポイント1円として購入総額から値引きしています。

このように購入総額から値引きする場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額は、「対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額」とされていますので（消法2①八の六かっこ書き）、値引きして商品を販売する場合、その値引き後の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

そのため、複数の商品を販売し、ご質問のように、その購入総額から値引きする場合には、個々の商品ごとの値引き額を明らかにする対応が必要となります。この場合、一番高額な商品から値引きするなど、あらかじめ事業者において定めた方法により、特定の商品から値引きするといった対応も可能です。

《イメージ①：各商品から均等に5%値引きとする場合》

販売明細（画面）【税抜き】			特定少額資産	
注文内容	PC	99,800円	94,810円	
	値引	-4,990円	×	
	オフィスチェア	10,200円	9,690円	
	値引	-510円	○	
マウス		6,980円	6,631円	
	値引	-349円	○	
.....				

《イメージ②：高額商品から値引き総額を値引きする場合》

販売明細（画面）【税抜き】			特定少額資産	
注文内容	PC	99,800円	93,951円	
	値引	-5,849円	×	
オフィスチェア		10,200円	10,200円	
			×	
マウス		6,980円	6,980円	
			○	
.....				

（プラットフォーム事業者が購入額を負担する場合の一の資産の対価の額）

問6 当社は、プラットフォーム事業者が運営するECモールに出店し、国外から国内向けに商品の販売を行っています。当該ECモールにおいては、キャンペーンとして、期間を定めて、購入総額から一律10%分を差し引いて、購入者に請求されますが、この差引額についてはプラットフォーム事業者が負担しているため、当社は、当該差引き前の金額を収受することとなります。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額は、「対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額」とされていますので（消法2①八の六かっこ書き）、値引きして商品を販売する場合、その値引き後の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなりますが、ご質問の場合、貴社が値引きを行うものではなく、貴社が対価として収受すべき

額は、プラットフォーム事業者による差引き前の金額ですので、当該差引き前の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

(注) 第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う特定少額資産の譲渡で、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなされますが(問 29 参照)、第二種プラットフォーム事業者が特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たっても、上記と同様に、差引き前の金額により、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定を行うこととなります。

(値引き前の金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問7 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営するECモールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入金額から値引きを受けることができます。

また、当社のECモールを介して販売された商品に当該クーポン等が利用された場合の国外からの発送に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)は、値引き前の金額によることとなるため、当社のシステム上は当該値引き前の金額を商品の販売価額として登録しています。そのため、購入者へは値引き後の金額(総額)を請求することとしているものの、システム上は個々の商品の値引き後の金額を把握することができません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、値引き前の金額によることとしてよろしいでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額(判定対象金額)は、値引きが販売時に行われる場合には、その値引き後の金額によることとなります。これは、販売時に値引きした商品に係る輸入貨物の課税標準となる価格(課税価格)が値引き前の金額によることとなる場合も同様です。

この点、ご質問のように国外から発送される商品について輸入貨物の課税価格を踏まえた商品登録がなされているなど、第二種プラットフォーム事業者(問 40 参照)において、判定対象金額を値引き後の金額により判定することが困難な場合であって、かつ、当該商品に係る輸入貨物の課税価格が値引き前の金額によることとされている場合には、判定対象金額をご質問のクーポン等による値引き前の金額によることとして差し支えありません。

なお、当該判定により特定少額資産の譲渡に該当することとなった取引に係る課税標準となる金額は、出店者が収受する金額(値引き後の金額)によることとなりますので、必ずしも当該判定に用いた金額とはならないことにご留意ください。

(購入者への請求金額による特定少額資産の譲渡の判定)

問8 第二種プラットフォーム事業者である当社の運営するECモールでは、購入者が当社又は出店者の発行するクーポン等を利用することにより、購入者は、購入総額から一定額を差し引いた金額を支払うこととなります。

出店者が販売する商品に対して使用されるクーポン等には、例えば、購入総額の10%相当額を当社が負担し、購入者に対しては当該負担額を差し引いた金額を請求するものもあり、この場合、出店者には当該10%相当額を差し引く前の金額を支払うこととなりますが、購入者に対しては差引き後の金額を提示し、請求する必要があるため、システム上、そのクーポン等の性質にかかわらず、差引き後の請求金額に応じて個々の商品価格が登録されることとなっているため、個々の商品価格について当該差引き後の金額しか把握できません。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定について、クーポン等の性質にかかわらず、一律に、購入者への請求金額に応じた個々の商品価格によることとしてよろしいでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡に該当するか否かの判定の基礎となる対価の額(判定対象金額)は、値引きが販売時に行われる場合には、その値引き後の金額によることとなりますが、プラットフォーム事業者が購入者に対する請求額の一部を負担している場合など、商品を販売する事業者(出店者)が収受する金額が購入者に対する請求額ではなく、当該プラットフォーム事業者による負担額を差し引く前の金額であれば、当該差引き前の金額により判定することとなります。

この点、ご質問のように、第二種プラットフォーム事業者(問40参照)において、注文確定時点で、クーポン等の利用が値引きに該当するか否かを厳密に判定することが困難な場合は、一律に、判定対象金額をクーポン等利用による請求金額に応じた個々の商品価格によることとして差し支えありません。

なお、当該判定により特定少額資産の譲渡に該当することとなった取引に係る課税標準となる金額は、貴社が負担する金額を含んだ金額(出店者が収受する金額)によることとなりますので、必ずしも当該判定に用いた金額とはならないことにご留意ください。

(外貨建取引における一の資産の対価の額)

問9 当社は、自ら運営する通販サイトで国外から国内向けに商品を販売していますが、当該通販サイトでは米ドル建てにより商品単価を設定し、顧客からの支払いも米ドル建てとなっています。

このような場合、特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たり、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかの判定はどのように行えばよいのでしょうか。

【答】

特定少額資産の譲渡の該当性を判断するに当たっては、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかを判定する必要がありますので、ご質問の米ドル建てのように外貨建てにより商品販売を行っている場合には、その対価の額を円換算する必要があります。

円換算の方法については、例えば、その販売時（注文確定日）における為替相場（spot exchange rate）により円換算する対応が考えられます。

また、顧客に対し販売商品の価格を表示するにあたっては、その商品販売について消費税が課されるものか否かを把握し、消費税が課されるものについてはその消費税を含んだ金額による税込表示（総額表示）が求められます（消法 63）ので、その価格表示の時点までに、円換算した上で対価の額が1万円以下であるかどうか（特定少額資産に該当するものとして消費税の課税対象となるか）を判定する必要があると考えられます。

この点、例えば、商品の注文画面において、円換算した金額を参考表記している場合は、当該円換算に係る為替相場が合理的なものであり、これを継続して適用している限り、当該金額により対価の額が1万円以下であるかどうかを判定して差し支えありません。

《イメージ》



オフィスチェア

販売者： KOKUZEI Inc.

US \$70.5

約11,200円

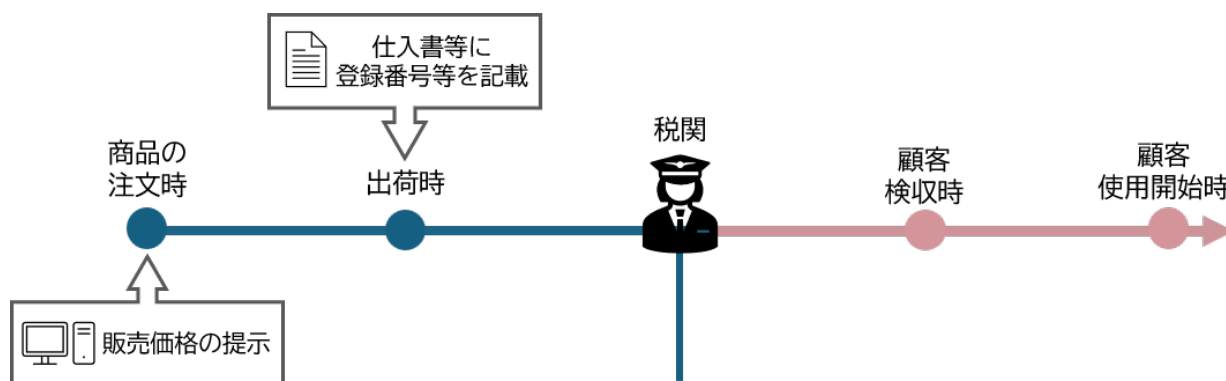
数量

注文する

発送元： アメリカ

なお、特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合、その特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含み、以下「仕入書等」といいます。）に、特定少額資産販売事業者の登録番号及び特定少額資産の譲渡に該当する旨を記載するなどにより、輸入者又は通関業者に通知する必要があります（消法 57 の 8）（問 25 参照）。

したがって、特定少額資産販売事業者で価格表示の際に円換算していない場合、遅くとも当該通知までにあらかじめ事業者が定めた方法により円換算し、一の資産について対価の額が1万円以下であるかどうかを判定する必要があります。



(簡易課税制度の適用関係)

問10 特定少額資産の譲渡について、簡易課税制度の適用関係を教えてください。

【答】

簡易課税制度により仕入控除税額を計算する場合において、その計算の基礎となる課税売上高や売上対価の返還等の金額には、特定少額資産の譲渡に係るものは含みません（消法37①）。

なお、基準期間における課税売上高が5千万円を超える事業者、その課税期間の初日において恒久的施設（所得税法第2条第1項第8号の4又は法人税法第2条第12号の19に規定する恒久的施設をいいます。）を有しない国外事業者は、簡易課税制度の適用を受けることはできません（消法37①）。